

第2次小城市行政改革の総括

平成22年度から平成26年度を計画期間とする「第2次小城市行政改革大綱」を策定し、その実施計画として第2次小城市改革プランを作成し、実施してきました。平成26年度をもって計画期間が満了したため、その達成状況を以下のとおりまとめました。

(1) 取組結果

第2次小城市行政改革プランでは、第2次小城市行政改革大綱の項目に沿った取組を79項目整理して、取組んできました。

計画期間内に79項目中、58項目を実施することができました。（実施済み率は73.4%）

進捗状況	項目数	構成比
実施済	58	73.4%
着手	21	26.6%
未着手	0	0.0%
合計	79	100.0%

※着手（未実施）21項目中、11項目は第3次改革プランに引継ぎ、10プランは3次改革プランに引継がず終了する整理をしています。

(2) 効果額

第2次小城市行政改革プランに掲げている項目の中で、推定効果額が計れるものについては、効果額を算定しています。

5年間の取組結果として、791,346千円の効果が出ています。

各年度の効果額は、以下のとおりです。

(千円)

	H22	H23	H24	H25	H26
実績効果額	36,537	89,964	184,435	261,252	219,158
実績効果累計額	36,537	126,501	310,936	572,188	791,346

(3) 今後の取組

第2次改革プランの計画期間の取組では、本庁舎方式への移行や議会のインターネット配信など79項目中58項目を実施することができ、一定の成果をあげることができました。

しかしながら、プラン項目の中には、改善途中のものや想定どおりに進捗しなかった項目も見受けられるなどの課題もありました。

まだ実施に至っていない項目や展開を変えて取組む項目の推進と新たな課題解決のために、第3次小城市改革プランを策定し、平成27年度から平成29年度の3年間で取組むこととしております。今後も、行政サービスの質の向上のため、この行政改革の流れを止めることなく組織全体として改革プランの推進に努めてまいります。

(平成22年度～平成26年度までの取組結果)

取組の具体的方策		実施した項目 ※赤字は未実施で3次プランに引継ぐ項目 青字は未実施で終了する項目		実施した内容	
1簡素で効率的な行政運営	①行政事務の効率化・迅速化	5	高	本庁舎方式への移行	市民の利便性の向上、行財政運営の効率化などサービス改善を図るため分庁舎機能を統合し、平成25年1月4日から本庁方式へ移行した。その結果、業務効率がよくなり事務従事時間を2,835時間削減できた。
		6	高	本庁舎整備における庁舎機能の充実による市民サービスの向上	市民の利用度の高い窓口関連部署の機能的配置、案内機能などを充実させることで、分かりやすく利用しやすい本庁舎の建設を行い、平成25年1月4日から本庁舎で業務を開始した。
		7		旅券交付時間の延長・休日交付	旅券交付の受付時間延長、休日交付について検討するプランだったが、希望調査の結果、希望者が少なかったため、個別対応で十分と判断し、現行のまま行う決定をした。
	②地方分権への対応	20		義務付け、枠付けの見直し	第1次、第2次地域主権一括法の対象について、全課と協議を行い、必要な関係課においては基準について条例等を改正した。第3次、第4次地域主権一括法については、対象となる事務がなかった。
	③組織・機構と定員管理の適正化	24		消防団組織の再編・広域化	当初は効率的な再編・広域化という内容だったが、東日本大震災がきっかけとなり、消防団組織の強化・充実へと考え方を方向転換した。
	④電子化によるサービスの向上	27		農地情報共有化	農地の集積や遊休農地の有効活用等を図るため、7つの機関で相互活用できるように農地情報のデータベースの整備を行い、共有したことで事務従事時間を440時間削減できた。
2市民にわかりやすい行政の透明化	①情報公開条例に伴う情報公開	28		ファイリングシステムの定着(情報公開)	公文書等の管理、情報共有、検索性をより一層高めるため、ファイリングシステムを自主管理できる体制づくりを行い事務従事時間を8,454時間削減ができた。
	②積極的な情報公開による行政の透明化	29	高	総合計画の後期基本計画での指標の設定	平成24年度からの後期基本計画で、わかりやすい目標値の設定を行い、施策の振り返り(目標達成度評価)を実施した。また、その結果を検証し、平成25年度、平成26年度は予算編成に活用する取組に活用した。
	③積極的な議会活動と監査機能の充実・強化	31	高	議会改革検討	議会改革検討特別委員会を設置し、検討事項や、今後の進め方を協議した。また、平成25年度から議会報告会の開催、議会インターネット配信やケーブルテレビで議会放映を開始した。
3市民協働の推進	①市民の市政参画から協働への推進	34	高	市政運営に市民の声の反映	平成23年度から審議会等委員の公募を随時開始した。募集を実施したが、応募者は少なかった。
		36	高	資源物(びん・ガラス・金属)の収集方法の変更は未実施	当初は、小城市単独で資源物の収集方法を変更する内容だったが、多久市との共同処理施設建設の協議を開始したため一時保留となっていたが、収集運搬体制については統一しないこととなったため、平成32年度の多久・小城地区広域クリーンセンターの供用開始にあわせて、収集運搬体制を変更するように検討・調整を行うように方向性を整理した。

(平成22年度～平成26年度までの取組結果)

取組の具体的方策		実施した項目 ※赤字は未実施で3次プランに引継ぐ項目 青字は未実施で終了する項目		実施した内容	
3市民協働の推進	②協働推進体制の整備	40		中間支援組織のサポート	中間支援組織の機能充実のためスタッフの配置、自主運営に向けての研究・研修を行い、「ようこそ」は中間支援組織としての機能を十分発揮でき、小城市内のCSOの支援を今後続けていける団体へと成長した。
	③住民自治の推進	42		生ごみの減量化促進	家庭用バケツ型コンポストを市民へ普及促進し、可燃ごみ中の生ごみの量を減らす内容だったが、容器(バケツ)をコンテナに変更する等、市民が継続利用できるように利便性の向上に努め、生ごみの減量を図った。
4持続可能な財政運営の推進	①自主財源の確保と受益者負担の適正化	47	高	本庁舎整備における庁舎機能の充実による施設の管理コストの削減	環境に配慮した省エネルギー対応の設備やシステムとして太陽光発電装置や消費電力を管理するデマンド装置を平成24年度本庁舎に導入し、空調一括管理の設定なども見直しを行った。太陽光発電分の854千円削減効果があった。
		48	高	税と税以外の市の債権の徴収体制、滞納整理の一元化	当市の債権を効率的に縮減するため関係課・係が横断的に連携し、徴収を効率化し滞納整理を進めるために、滞納管理システムを導入し情報を共有した。また、執行停止の状況等の情報の共有も行った。
		51		地元負担金の見直し	当初は、小城市環境整備事業分担金の地元の負担金割合を引き上げる計画だったが、関係機関団体の理解を得られなかった。
	②市債の適正な活用	54		地方債の利払いコストの軽減	過去に借り入れた市中銀行借入金等の地方債を繰上償還したことで利子相当分の123,459千円を軽減できた。
	③事務・事業の見直し(行政評価システムの利用)	57	高	行政評価システムの定着	施策評価と連動した事務事業優先度評価を実施し、その結果を予算編成に繋げる取組を行うなど行政評価システムの定着を図った。
	④公営企業の健全な経営	67		水道事業の統合の検討	小城市水道事業の効率的な運営と安定した供給を行うため用水供給(佐賀西部広域水道企業団)と構成水道事業の統合等について検討を行った。
	⑤民間活力の導入	70		巡回・循環バス運行業務の民営化	バス運行業務の民営化より公共交通の確保を求める意見が多く、民営化は難しいと判断し、利便性及び効率性の向上について検討を行った。
74		高	保育園・幼稚園のあり方についての検討	平成23年4月に牛津保育園を認定子ども園こどもの森として民営化を行い、歳出を76,000千円削減できた。保育園・幼稚園の再編計画を作成し、平成29年度から芦刈幼稚園、平成30年度から岩松保育園の民営化を決定した。	
5人材育成の推進と職員の意識改革	①各種研修による職員の資質向上	76	高	職員の職務能力開発・資質向上	小城市人材育成基本方針に基づく職員の育成を図るために、市単独の研修や市町村振興協会等主菜の階層別の研修など積極的な職員の受講を促した。また、平成24年度から人事配置等希望と同時に職員研修受講希望の申告制度を開始した。
5人材育成の推進と職員の意識改革	②人事評価の充実と職員の意識改革	77	高	人事評価制度の確立	一般職全員の人事評価(概略版)を実施しており、平成28年度4月からの本格実施に向けて内容等を研究し、マニュアルの改訂を行った。

(平成22年度～平成26年度までの取組結果)

取組の具体的方策		実施した項目 ※赤字は未実施で3次プランに引継ぐ項目 青字は未実施で終了する項目			実施した内容
6本庁方式の移行に伴う公共施設の見直し	①公共施設の適正配置	78		公共施設適正配置の検討	市民が利用する体育館や公民館、野外研修センターなど48施設のみを対象施設とし、市民ニーズの高さや維持管理経費など多角的な見地から適正配置を検討したが、実施には至らなかった。
	②本庁方式へ移行後の既存庁舎の取扱	79		本庁方式移行後の既存庁舎の取扱いの検討	本庁方式移行に伴い、老朽化した施設・設備を維持していくために多額の維持管理費等が必要となるため、平成25年度に小城庁舎、牛津庁舎を解体した。旧議会棟については、牛津公民館として改修し活用することとしている。